

事前照会の回答は3ヶ月以内に

Q : 国税に対する事前照会制度が変わったようですが、どのようになったのですか？

A : 事前照会に対する文書回答は、原則として3ヶ月以内にされることとなりました。

【解説】

国税庁では、このほど、納税者からの事前照会に対する回答を原則、3ヶ月以内にする旨を公表しました。

これは、事務運営指針の見直しによるもので、①審査に必要な資料の提出や記載事項の補正が必要な場合は、照会受付日(到達日)から原則1ヶ月以内に提出されるようにし、②回答期限を到達日から3ヶ月にする(ただし、補足資料等の提出を求めている期間は換算しない)としましたので、今後は、納税者が申告期限前に事前照会し、その回答に基づいた申告をするということもできるようになるようです。

ただし、次のような場合は、3ヶ月以内の回答は困難であるとしています。

- ① 複雑な取引等にかかる照会で審査に時間を要する場合
- ② 他省庁との協議等、審査に時間を要する場合
- ③ 担当部署の事務処理能力を超える多数の照会があった場合

通常の場合であれば、3ヶ月以内に回答されることになりましょう(3ヶ月を超える場合でも、いつまでに回答するかを目安が示されます)から、計画立てて事前照会することも必要になるでしょう。

